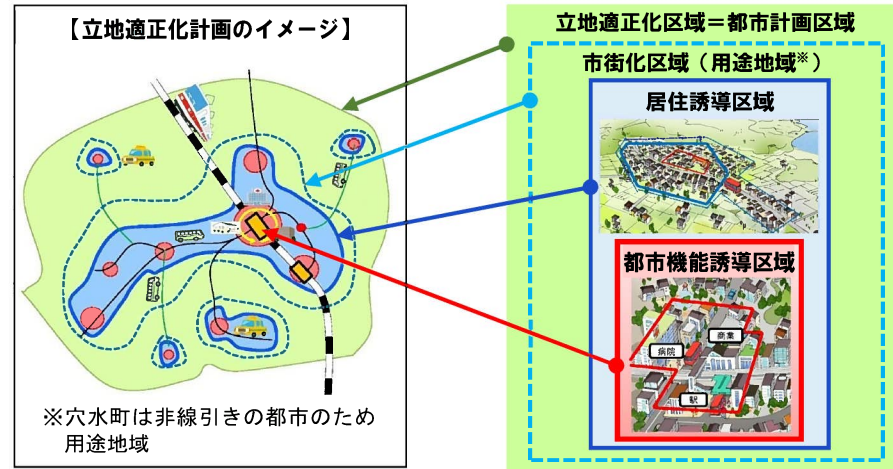


# 穴水町立地適正化計画の概要

## 1-1. 立地適正化計画とは

### (1) 立地適正化計画とは

■都市計画区域を対象として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、まとまりある持続可能な都市経営が可能となるよう、居住誘導区域と都市機能誘導区域（及び誘導施設）を定めます。

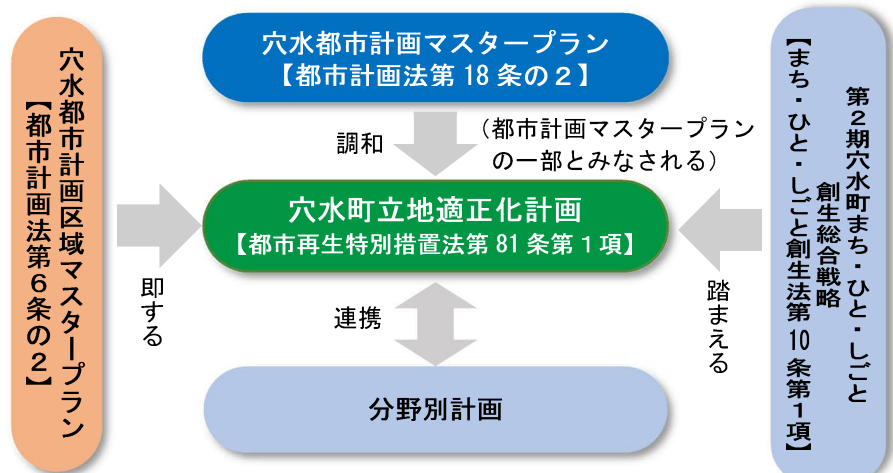


### (2) 計画策定の目的

- まちなかに一定の人口密度を維持することができ、結果として、日常生活サービス機能や公共交通の利便性を確保し、町民の暮らしやすさを維持することができます。
- 人口密度や生活環境が維持され、都市中心部が活性化し、交通ネットワークでつながることにより都市全体の活性化につながります。
- まとまりある市街地を形成することで、計画的な公共施設の配置・運営（統廃合・長寿命化等）により、施設整備や維持管理にかかる行政コストの低減が図られます。

### (3) 計画の位置づけ

- 立地適正化計画は、石川県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、本町の都市計画マスタープランとの調和が保たれ、かつ、都市の防災に関する機能の確保が図られるように配慮されたものでなければなりません。（法第81条第12・13項）
- 様々な分野の計画と連携を図りながら、集約型の都市構造の構築に向けて適正な誘導施策を実施していきます。



## 1-2. 立地適正化に向けた課題の整理

### 課題① 中心市街地における人口減少と空き店舗、空き地の増加による町の活力低下

- 今後も予測される人口減少傾向、さらに、若い世代の定住意向の低さ、中心市街地における空き店舗、空き地の増加や地価下落など、まちの活力低下に直結する大きな課題が見られ、中心市街地における土地の有効活用をはじめ、特に若い世代の流出を抑制していくことが必要です。
- 若い世代や働き盛りの世代に対しては、穴水町に暮らし続けたいと思ってもらえるような、中心市街地の魅力向上が求められます。

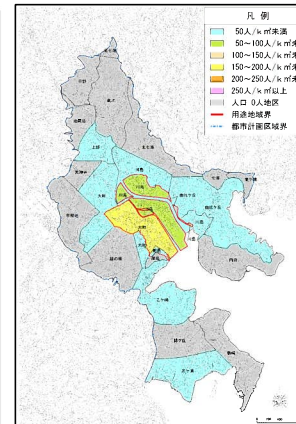
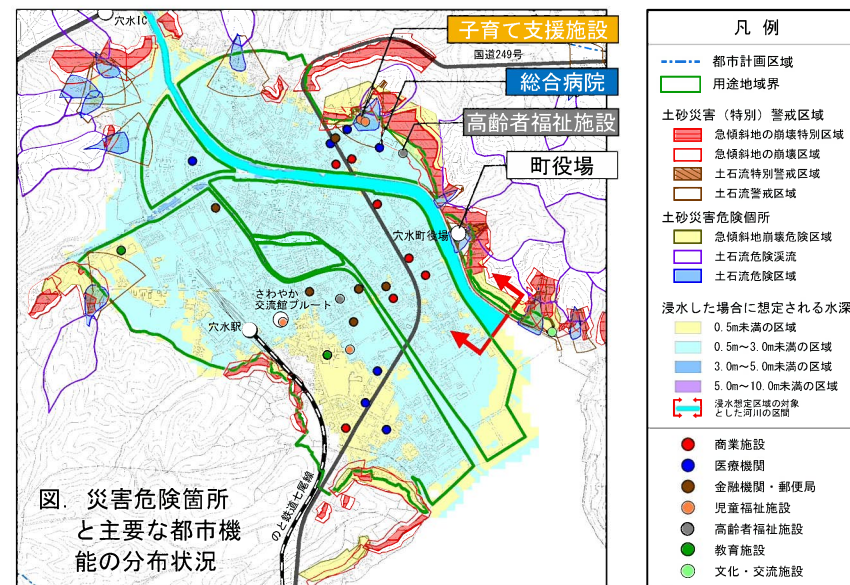


図. 2035年における地区別人口密度推計【年少人口】

### 課題② 公共施設の老朽化が著しく、維持管理費が増大 災害リスクの高い地域に公共施設が立地 豪雪時における市街地の生活環境の低下

- 老朽化する公共施設の維持管理費の増大が懸念されます。
- 土砂災害リスクの高い地域に立地する公共施設については、安全・安心を確保するため中心市街地への移転・再配置が必要です。
- 高齢化やまちなかの人口減少が今後も進行していくことが予測される中、効率的な除雪等の克雪対策が困難となることが懸念されます。



### 課題③ 町全域で自動車を運転できない高齢者が増加 高齢者ドライバーの増加による交通事故の増加

- 高齢者をはじめ、多くの町民の日常の移動手段あるいは二次交通として公共交通を気軽に利用できるよう、その利便性の向上と利用促進を図っていくことが課題として挙げられます。
- 郊外部に暮らす町民の利便性確保をはじめ、中心市街地における公共交通ネットワークの充実を図っていくことも求められます。

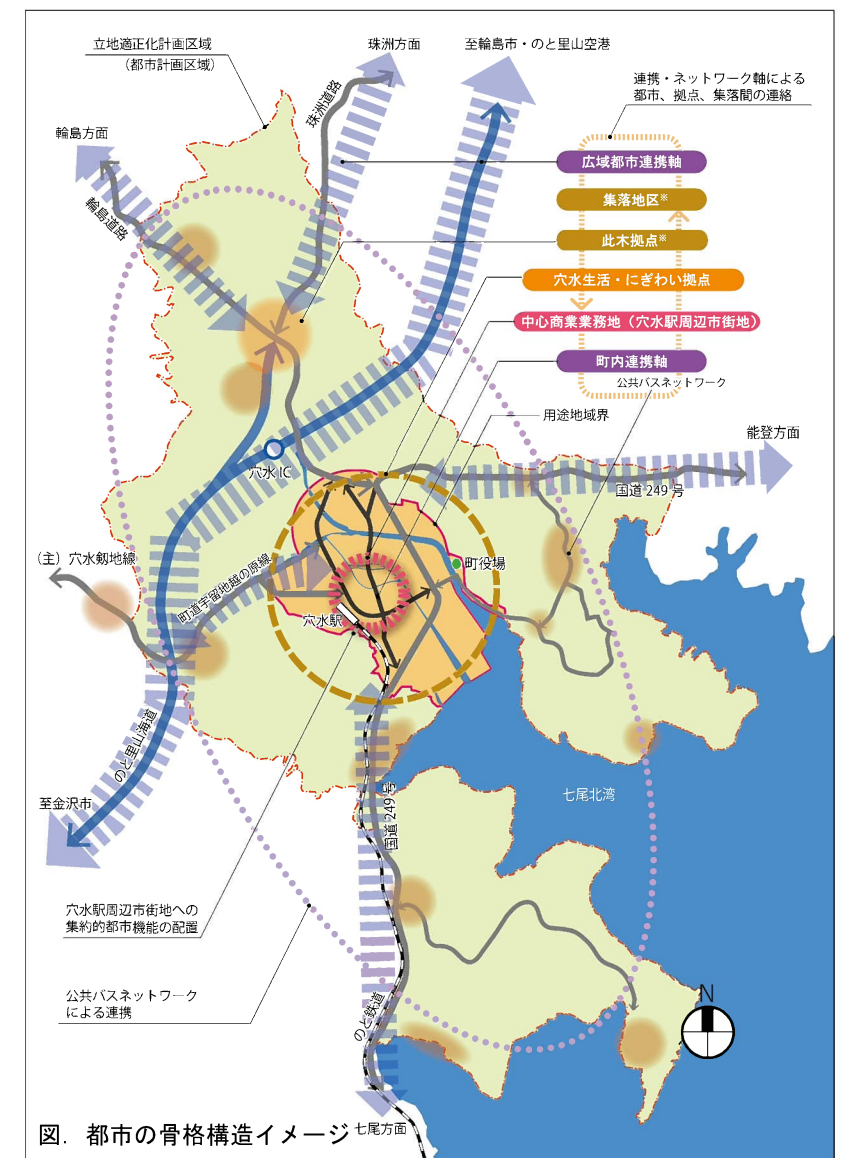
## 1-3. 立地適正化に関する基本方針

■穴水都市計画マスタープランの将来都市像の実現に向けて、穴水町立地適正化計画におけるまちづくりの方針を次のように設定します。

### 魅力と賑わいのある、安全安心の都市空間の形成

- 誘導方針1 魅力とにぎわいのある中心市街地への移住・定住の促進
- 誘導方針2 安全安心な都市空間の形成
- 誘導方針3 公共交通の利便性向上による、車に依存しないまちづくり

■本町の都市構造上の中心となる「中心商業業務地」及びそれを補完しながら地域住民等の生活の拠点となる「穴水生活・にぎわい拠点」とともに、町内及び広域・近隣都市間を連絡する交通網を、「連携・ネットワーク軸」を都市の骨格構造として位置づけます。

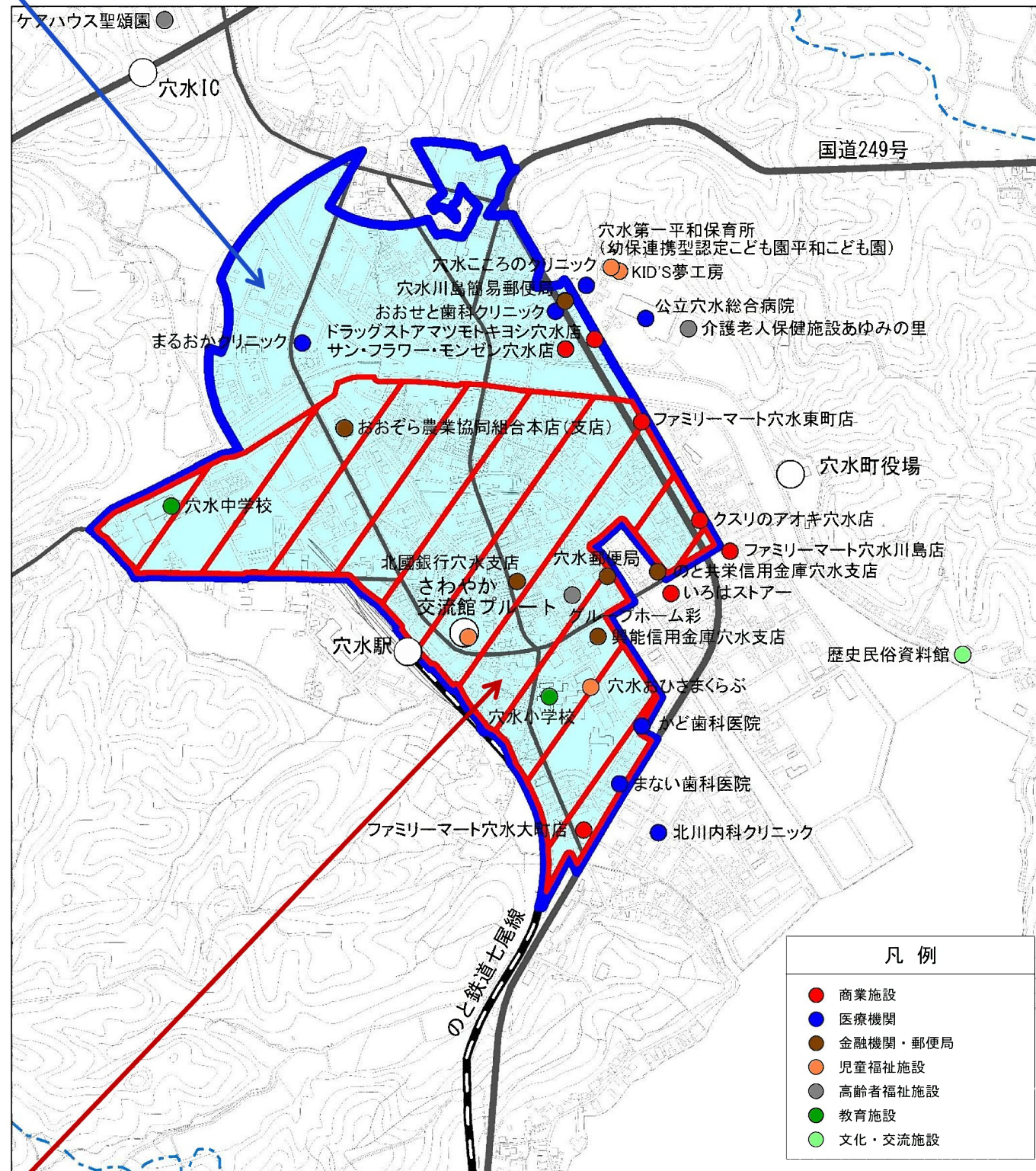




1-4. 誘導区域

**居住誘導区域**  
(穴水生活・にぎわい拠点区域)

- ・用途地域のうち、中心商業地区及びその他住居系の既存市街地
- ・災害リスクの高いエリア等、積極的に居住を誘導すべきでないエリアは除外



**都市機能誘導区域**  
(穴水駅周辺中心商業業務地区)

・穴水駅を中心として、概ね半径500m(小又川以南の用途地域指定エリア)のエリア【誘導施設】

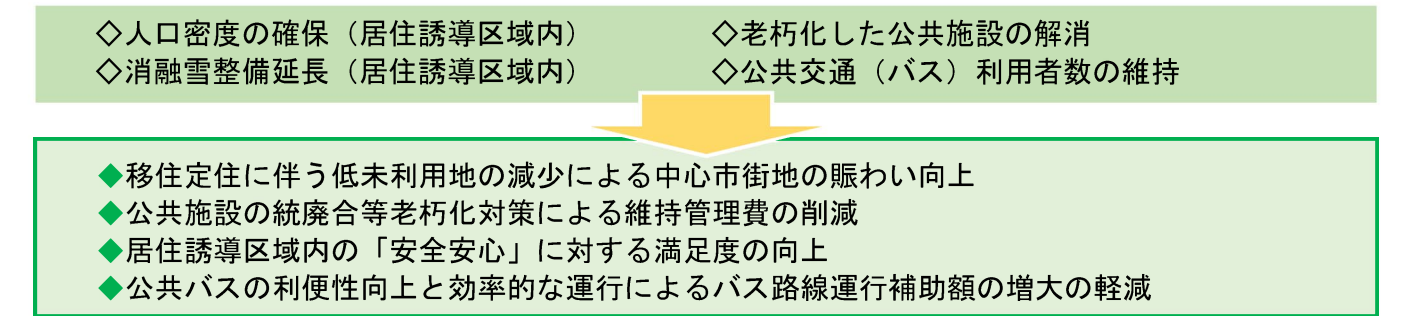
- ・商業施設 (生鮮食品や日用品を販売する売場面積250㎡未満の商店)
- ・医療機関 (総合病院、診療所) ・子育て支援施設 ・高齢者福祉施設
- ・小中学校 ・複合型交流施設 (文化施設、交流施設、図書館) ・庁舎

1-5. 誘導施策

■居住誘導区域における居住の誘導及び都市機能誘導区域における誘導施設の立地誘導を図るため、3つの誘導方針に沿って、以下に示す各種施策の実施により、本計画を推進します。

<b>施策①</b> 魅力とにぎわいのある 中心市街地への移住・定住の促進	<b>施策②</b> 安全安心な都市空間の形成	<b>施策③</b> 公共交通の利便性向上による、 車に依存しないまちづくり
<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て世代等への移住・定住支援事業 (移住定住促進奨励金、1ターンファミリー移住暮らし応援補助金)</li> <li>●子育て世代包括支援センターの設置</li> <li>●病児対応型保育施設整備事業</li> <li>●穴水駅前の空き店舗を活用した起業支援</li> <li>●中心市街地への高齢者福祉施設の立地誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●老朽化している公共施設の更新・再編に向けた検討</li> <li>●災害のリスクがある公共施設 (庁舎、病院、福祉施設) について移転・再編に向けた検討</li> <li>●降雪期でも安心・安全で快適に暮らせる消融雪施設の整備</li> <li>●教育施設の整備に向けた検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者への公共交通利用支援</li> <li>●穴水駅経由への特急バスルート見直しによるアクセス性の確保</li> </ul>

1-6. 目標指標の設定と期待される効果



1-7. 届出制度

■居住誘導区域外で、以下の行為を行おうとする場合には、着手する30日前までに町長への届出が義務付けられます。

■都市機能誘導区域外で、以下の行為を行おうとする場合には、着手する30日前までに町長への届出が義務付けられます。

<b>開発行為</b>	① 3戸以上の住宅 (戸建て住宅、共同住宅等) の建築を目的とする開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	①誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為
<b>建築等行為</b>	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して、3戸以上の住宅とする場合	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

【資料：「都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要 (国土交通省)」をもとに作成】